

事務連絡
令和6年3月28日

区内 地域密着型サービス
介護予防・日常生活支援総合事業
事業所各位

台東区福祉部介護保険課長
松上 研治

令和6年度介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書の提出について（通知）

日頃より当区の介護保険事業にご協力いただき厚く御礼申し上げます。
さて、「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」について国から様式が示されましたので、下記のとおり通知します。

記

1 対象事業者

地域密着型サービス事業所、介護予防・日常生活支援総合事業を行っている事業所のうち、以下に該当する事業所

- (1) 令和5年度に介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定しており、令和6年度以降も引き続き加算を算定する場合。
- (2) 令和6年度から新たに介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定する場合。
- (3) 加算の区分を変更する場合。

※令和6年度介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算を合わせて旧3加算という）の各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で、令和6年6月から「介護職員等処遇改善加算」（以下、新加算という）へ一本化されます。このことにより、令和6年4月及び5月分の旧3加算と令和6年度の新加算の処遇改善計画書が一体の様式となります。

※(2)と(3)については、処遇改善計画書の提出のみでは、介護職員処

遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支
援加算を算定することはできません。

令和6年4月又は5月から新たに加算を算定する場合または加算の区分を
変更する場合は 令和6年4月15日（月曜日） までに

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・状況一覧表（地域密着型サ
ービス）または、介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等
に関する届出書・状況一覧表（介護予防・日常生活支援総合事業）をご提出
ください。

2 提出書類及び提出期限

(1) 介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書（令和6年度）

⇒令和6年4月15日（月曜日）必着

(2) 令和6年4月又は5月から新たに加算を算定する場合または加算の区分
を変更する場合については

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・状況一覧表（地域密着型サ
ービス）または、介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等
に関する届出書・状況一覧表（介護予防・日常生活支援総合事業）

⇒令和6年4月15日（月曜日）必着

(3) 令和6年6月以降の新加算の算定に係る体制届出については

居宅系サービスは ⇒令和6年5月15日（水曜日）必着

施設系サービスは ⇒令和6年6月1日（土曜日）必着

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・状況一覧表（地域密着型
サービス）または、介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制
等に関する届出書・状況一覧表（介護予防・日常生活支援総合事業）を
ご提出ください。

※ (2) については新たに加算を算定する場合、加算の区分が変更になる場
合にご提出ください。変更がない場合、提出は不要です。

(3) については令和6年6月以降に新加算を算定する全事業所・施設は
提出が必要です。

※ 期日までに間に合わない場合は下記担当までご連絡ください。

いずれも様式は、当区のホームページからダウンロードしてください。

地域密着型サービス事業所

トップページ>健康・福祉>高齢・介護>介護保険事業者向けサービス
>【重要】介護職員等処遇改善加算等の届出等について（地域密着型サ
ービス）

介護予防・日常生活支援総合事業

トップページ>健康・福祉>高齢・介護>高齢・介護に関する計画・方針等>事業者の方へ>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について>【重要】介護職員等処遇改善加算等の届出等について（介護予防・日常生活支援総合事業）

3 提出方法・提出先

電子申請または郵送でご提出ください。詳細は上記の区ホームページよりご確認ください。

4 その他

計画書は法人内で一括して提出が可能ですが、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・状況一覧表または介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書・状況一覧表は事業所ごとにそれぞれご提出ください。

【担当】 台東区役所 福祉部 介護保険課
事業者担当

【電話】 03-5246-1243